

素案から修正等となった部分に係る新旧対照表

番号	素案（旧）	原案（新）	修正等の理由																																																
1	<p>第2章 国保の医療に要する費用及び財政の見通し 第1節 医療費の動向と将来見通し 2 医療費の動向 (5) 医療費の将来の見通し (～略～)</p> <p>① 推計医療費（全道）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>R 6</th> <th>R 7</th> <th>R 8</th> <th>R 9</th> <th>R 10</th> <th>R 11</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,601億円</td> <td>4,529億円</td> <td>4,472億円</td> <td>4,443億円</td> <td>4,440億円</td> <td>4,463億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 一人当たり推計医療費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>R 6</th> <th>R 7</th> <th>R 8</th> <th>R 9</th> <th>R 10</th> <th>R 11</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>447,842円</td> <td>449,669円</td> <td>451,341円</td> <td>456,056円</td> <td>463,796円</td> <td>474,593円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(～略～)</p>	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	4,601億円	4,529億円	4,472億円	4,443億円	4,440億円	4,463億円	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	447,842円	449,669円	451,341円	456,056円	463,796円	474,593円	<p>(P17)</p> <p>2 医療費の動向 (5) 医療費の将来の見通し (～略～)</p> <p>① 推計医療費（全道）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>R 6</th> <th>R 7</th> <th>R 8</th> <th>R 9</th> <th>R 10</th> <th>R 11</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,797億円</td> <td>4,722億円</td> <td>4,663億円</td> <td>4,634億円</td> <td>4,632億円</td> <td>4,656億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 一人当たり推計医療費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>R 6</th> <th>R 7</th> <th>R 8</th> <th>R 9</th> <th>R 10</th> <th>R 11</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>467,560円</td> <td>469,527円</td> <td>471,352円</td> <td>476,351円</td> <td>484,509円</td> <td>495,858円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(～略～)</p>	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	4,797億円	4,722億円	4,663億円	4,634億円	4,632億円	4,656億円	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	467,560円	469,527円	471,352円	476,351円	484,509円	495,858円	<p>○ 国が示した基礎データ修正のため、数値修正。</p>
R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11																																														
4,601億円	4,529億円	4,472億円	4,443億円	4,440億円	4,463億円																																														
R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11																																														
447,842円	449,669円	451,341円	456,056円	463,796円	474,593円																																														
R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11																																														
4,797億円	4,722億円	4,663億円	4,634億円	4,632億円	4,656億円																																														
R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11																																														
467,560円	469,527円	471,352円	476,351円	484,509円	495,858円																																														
2	<p>第2章 国保の医療に要する費用及び財政の見通し 第2節 財政収支の改善と均衡 1 市町村国保財政運営の現状 (～略～)</p> <p>令和3年度の単年度決算における収支差引残（収入合計－支出合計）では、赤字は1保険者で、赤字総額は約6千万円となっています。</p> <p><u>なお、収支差引残が黒字であっても、決算補填等を目的とした法定外一般会計繰入を行っている市町村保険者が多いのが現状です。</u></p>	<p>(P18)</p> <p>1 市町村国保財政運営の現状 (～略～)</p> <p>令和3年度の単年度決算における収支差引残（収入合計－支出合計）では、赤字は1保険者で、赤字総額は約6千万円となっています。</p>	<p>○ 収支差引残が黒字であっても、決算補填等を目的とした法定外一般会計繰入を行っている市町村保険者が多いとは言えないことから、時点修正。</p>																																																
3	<p>第2章 国保の医療に要する費用及び財政の見通し 第3節 赤字解消・削減の取組、目標年次等 2 赤字解消・削減の取組や目標年次の設定の方法 (3) 納付金算定における措置 (～略～)</p> <p><参考>令和3年度決算時点での「赤字削減・解消計画」策定市町村数等</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>赤字市町村数： 11市町村</td> <td>赤字額： 約18.4億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：北海道調べ</p>	赤字市町村数： 11市町村	赤字額： 約18.4億円	<p>(P21)</p> <p>2 赤字解消・削減の取組や目標年次の設定の方法 (3) 納付金算定における措置 (～略～)</p> <p><参考>令和3年度決算時点での「赤字削減・解消計画」策定市町村数等</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>赤字市町村数： 11市町村</td> <td>赤字額： 約3.7億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：北海道調べ</p>	赤字市町村数： 11市町村	赤字額： 約3.7億円	<p>○ 赤字額について、赤字解消・削減計画策定時の額から決算額にするため、約18.4億円から約3.7億円に修正。</p>																																												
赤字市町村数： 11市町村	赤字額： 約18.4億円																																																		
赤字市町村数： 11市町村	赤字額： 約3.7億円																																																		

※No. 1～3：事務局による修正

4	<p>第3章 納付金及び標準的な保険料(税)の算定方法 第3節 保険料水準の統一 2 保険料水準の統一に向けた課題 (3) 市町村個別の歳入・歳出の共通化 (～略～) 【歳出】 (ア) 地方単独事業*減額調整分 (～略～) <u>統一保険料率</u>に向けてどのように費用を共通化するかについて検討する必要があります。</p>	<p>(P26) 2 保険料水準の統一に向けた課題 (3) 市町村個別の歳入・歳出の共通化 (～略～) 【歳出】 (ア) 地方単独事業*減額調整分 (～略～) <u>保険料水準の統一</u>に向けてどのように費用を共通化するかについて検討する必要があります。</p>	<p>○ 令和5年11月28日～12月28日実施の市町村意見照会による市町村意見を踏まえ、表現を統一するため、「統一保険料率」を「保険料水準の統一」に修正。 ※ 下記6と同趣旨。</p>
5	<p>第3章 納付金及び標準的な保険料(税)の算定方法 第4節 納付金の算定方法 2 応益割における均等割と平等割との賦課割合 市町村標準保険料率の均等割と平等割の賦課割合は、道内市町村の実態に即した(平均的な)割合である <u>30:20</u> を基本に設定します。</p>	<p>(P28) 2 応益割における均等割と平等割との賦課割合 市町村標準保険料率の均等割と平等割の賦課割合は、道内市町村の実態に即した(平均的な)割合である <u>60:40</u> を基本に設定します。</p>	<p>○ 令和5年11月28日～12月28日実施の市町村意見照会による市町村意見を踏まえ、表現を統一するため、(60:40)に修正。</p>
6	<p>第3章 納付金及び標準的な保険料(税)の算定方法 第5節 標準的な保険料(税)の算定方式 3 健康づくりの費用 (～略～) 今後、<u>統一保険料率</u>に向け、納付金算定総額への算入について検討していきます。</p>	<p>(P29) 3 健康づくりの費用 (～略～) 今後、<u>保険料水準の統一</u>に向け、納付金算定総額への算入について検討していきます。</p>	<p>○ 令和5年11月28日～12月28日実施の市町村意見照会による市町村意見を踏まえ、表現を統一するため、「統一保険料率」を「保険料水準の統一」に修正。 ※ 上記4と同趣旨。</p>
7	<p>第4章 保険料(税)の徴収の適正な実施 第4節 <u>加入者負担の公平化</u>に向けた取組 (～略～)。</p>	<p>(P36) 第4節 <u>収納率差による保険料負担差の公平化</u>に向けた取組 (～略～)。</p>	<p>○ 令和5年11月28日～12月28日実施の市町村意見照会による市町村意見を踏まえ、取組内容を明確にするため、「<u>収納率差による保険料負担差の公平化</u>に向けた取組」に修正。</p>
8	<p>第7章 事務の広域的及び効率的な運営の推進 第1節 広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組 2 基準の統一化を検討する必要がある事務の取扱い (1) 保険料(税)の減免 (～略～) 全道での取組及び費用の共通化の枠組をつくるため、現在の市町村における運用に十分配慮しながら、<u>基準の統一化</u>を進めます。</p>	<p>(P51) 2 基準の統一化を検討する必要がある事務の取扱い (1) 保険料(税)の減免 (～略～) 全道での取組及び費用の共通化の枠組をつくるため、現在の市町村における運用に十分配慮しながら、<u>令和9年度を目途に基準の統一化</u>を進めます。</p>	<p>○ 令和5年11月28日～12月28日実施の市町村意見照会による市町村意見を踏まえ、保険料(税)の減免の基準の統一化の実施時期を明示するため、令和9年度を目途とする旨を追記。</p>

※No.4～8：市町村意見照会による修正